

## 平成 29 年度養豚経営効率化推進事業実施要領

### (目的)

第 1 条 本事業は、スリーセブンシステムの導入実施により事故率低下等を図り、出荷頭数の増加に取り組む養豚農家に対し、システム導入に伴う施設整備費用の一部を助成することにより、その取組みを後押しし、もって畜産業所得の増大につなげることを目的とする。

### (募集)

第 2 条 本事業にかかる募集にあたっては、平成 29 年 12 月 29 日までとする。

### (事業内容)

#### 第 3 条

##### 1 事業実施主体

事業実施主体は香川県農業協同組合（以下、「JA」という。）とする。

##### 2 助成対象畜種

助成対象畜種は、養豚とする。

##### 3 助成総額

助成総額は 600 万円とする。

##### 4 事業対象者

本事業の対象者は、香川県内で居住および養豚業を営むとし、経営が健全な者とする。

ただし、行政・大企業および行政・大企業が出資する法人は助成対象外とする（大企業とは、中小企業基本法における中小企業の基準を超える会社とし、大企業が出資する法人とは、大企業が「筆頭株主」または「出資比率 20%以上」の出資となっている法人をいう。）

##### 5 対象物件

事業対象者が、第 4 条に掲げる取組みのため、導入する施設（分娩舎、妊娠舎、すくすくハウス、子豚舎等の豚舎）、設備（人工哺育機、ストール（柵）、洗浄機、自動給餌機、給水設備、換気設備等）とし、中古機器は対象外とする。

また、対象物件は、平成 30 年 3 月 10 日までに納品と支払（代金決済）を完了することとする。

### (助成要件)

第 4 条 助成要件は、次の要件も満たすこと。

2 次の 2 つの中のいずれかの成果目標を設定し、3 年後までに達成すること。

- (1) 母豚1頭あたりの肉豚出荷頭数を5%以上増加する。
- (2) 事故率を5%以上減少する。

(助成総額を超過した場合の対応)

第5条 申請額が助成総額を超過した場合、計画内容の審査を行い優先順位をつけて助成を行う。

(助成内容)

第6条 助成金額は、次のとおりとし、事業対象者に対しJAが支払う。

- (1) JAの組合員

「本体価格(税込)の30%相当額」または「300万円」のいずれか低い金額

- (2) その他

「本体価格(税込)の15%相当額」または「150万円」のいずれか低い金額

- 2 1事業対象者あたりの助成回数の上限は、1回とする。なお、1回の申請で複数物件にかかる助成申請を行うことは可とするが、前項の助成額の上限金額を上回らない範囲とする。

(助成手続き)

第7条 事業対象者は、「養豚経営効率化推進事業 実施計画書」(様式1)(以下、「実施計画書」という。)を作成し、必要書類を添えてJAあて申請を行う。

- 2 JAは、事業対象者から提出を受けた実施計画書の記載内容や添付資料に不備がないかを確認のうえ受付する。
- 3 JAは、実施計画書の内容を審査のうえ、所定の権限にて助成の可否を決定し、「特定畜産暑熱対策助成事業 助成決定通知書」(様式2)により助成決定通知を事業対象者あて連絡する。
- 4 事業対象者は、助成対象物件の購入後(掛け売りの場合は代金決済後)、「養豚経営効率化推進事業 助成金支出申請書」(様式3)(以下、「支出申請書」という。)を作成し、購入の証跡となる書類など必要書類を添付のうえ、平成30年3月15日までにJAに支出申請を行う。
- 5 JAは、事業対象者から提出を受けた支出申請書の記載内容や添付書類に不備がないかを確認のうえ受付し、所定の権限にて助成金支出を決定し、事業対象者あて助成金を支出する。

(機械の管理)

第8条 事業対象者は、施設・設備のき損に備えるため、耐用年数を経過するまでは、厳重な保管・管理を行う。

(報告)

## 第9条

### 1 年次報告

本事業の助成を受ける事業対象者は、J Aに対し、「事業実施状況及び評価結果報告書」(様式4)により、助成物件の利用状況や事業の取組状況等の年次報告を事業実施翌年度の4月に行う。なお、初回報告年月は平成30年4月とする。

J Aは、年次報告のとおり営農されているか、助成対象物件が利用されているか、訪問により現地確認を行う。

### 2 内容変更による報告

事業対象者は、申請内容に変更がある場合、J Aに対し「申請内容変更届(養豚経営効率化推進事業)」(様式5)により届け出る。

### 3 その他報告

事業対象者は、第10条第1項に定める助成金返還事由に抵触した場合には、J Aに対し直ちに報告を行う。

(助成金の返還に関する事項)

第10条 J Aは、事業対象者が次に掲げる事由のいずれかの場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、助成金の支払いを中止するか、既に支払った助成金の全部もしくは一部を請求することができる。

- (1) 事業の実施が著しく不相当であると認められたとき
- (2) 経営を中止した場合
- (3) 助成対象物件が消滅または消失したとき
- (4) 申請書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- (5) J Aの実施する現地確認等への協力を拒んだとき
- (6) 第9条に定める報告を怠った場合
- (7) 申請者が暴力団等の反社会勢力である者または反社会勢力との関係を有する者だった場合

2 前項の請求を受けた場合、事業対象者は、J Aの指定する期日までに当該助成金をJ Aに返還する。

なお、当該期日までに返還されない場合は、J Aは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を受入することができる。

(被災による事業終了に関する事項)

第11条 事業対象者は、天災または自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった事業対象物件について、事業対象期間内に処分する場合には、

「被災による事業終了手続きについて」(様式6)により、事業終了に関する承認の申請を行う。なお、処分可能な物件については、売却代金に助成率を乗じた額をJAに返還する。

- 2 JAは、前項により事業対象者から申請を受けた場合、現地確認等の調査を行うことができることとし、本事業に適合しないと認められた場合は、事業対象者に改善を指示することができる。

(調査)

第12条 JAは、本事業の実施に必要と認める場合、現地確認等の調査を行うことができることとし、本事業に適合しないと認められた場合は、事業対象者に改善を指示することができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 本事業により入手した事業対象者にかかる個人情報は、JA・中央会・各連合会および全国連が個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理する。

- 2 当該個人情報は、本事業の円滑な運営のために利用する。

(その他)

第14条 JAは、本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項について別に定めることができる。

(改廃)

第15条 この要領の改廃は副理事長の決裁による。

以 上

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。